

日常生活用具の給付対象者等を変更しました（令和3年4月1日～）



1. 対象者の変更

種目	変更前	変更後
視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上で視覚障がい2級以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの
視覚障がい者用体重計		
視覚障がい者用血圧計		
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上のもの（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする）	
人工内耳用体外装置（購入）	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用5年以上経過の聴覚障がい児	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用5年以上経過の聴覚障がい児（医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断されたものに限る）
人工内耳用体外装置（修理）	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児（医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の修理ができないと判断されたものに限る）

2. 基準額の変更

種目	変更前	変更後
点字タイプライター	63,100円	74,000円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー 再生専用機	35,000円	48,000円

3. 耐用年数の見直し

種目	変更前	変更後
情報・通信支援用具	1回限り	6年

詳しいことはお問い合わせください

長岡京市障がい福祉課

電話 075-955-9710 ファクス 075-952-0001

メール syougai-fukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

